

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項
<p>【改正の概要】</p> <p>自動車税の徴収金について、知事が収納事務を委託した市町等に納付することができるようにする。</p> <p>愛媛県県税賦課徴収条例 (徴収金の納付納入)</p> <p>第 6 条 県の徴収金は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条の規定により指定した金融機関又は地方局へ納付、納入又は払込しなければならない。</p> <p>2 徴収金の納付、納入又は払込は、別に定めるところにより、郵便振替の方法によることができる。</p> <p>3 徴収金の納付、納入又は払込には、知事が定める様式の納税通知書若しくは払込書を添付しなければならない。</p> <p>第 3 項として次のように加える。</p> <p>3 自動車税に係る徴収金で規則で定めるものについては、前 2 項に規定する方法によるほか、地方自治法第 158 条の 2 第 1 項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付することができる。</p> <p>(参考)</p> <p>「えひめ夢提案制度」における新居浜市の提案 「住民の利便性の向上を図る観点から、市の窓口で軽自動車税(市税)と併せて自動車税を収納したい」</p>	
施行日	平成 18 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法施行令第 158 条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>(1) 使用料 (2) 手数料 (3) 賃貸料 (4) 物品売払代金 (5) 貸付金の元利償還金</p> <p>地方自治法施行令第 158 条の 2 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第 1 項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。</p>	